



Title	帝政ロシア『工場監督官報告集成』分析(第7報)
Author(s)	荒又, 重雄
Citation	北海道大學 經濟學研究, 30(2), 1-30
Issue Date	1980-06
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/31498
Type	bulletin (article)
File Information	30(2)_P1-30.pdf



[Instructions for use](#)

帝政ロシア『工場監督官報告集成』分析（第7報）

荒 又 重 雄

VIII 1911年—1914年の『報告集成』に関する初歩的分析（続）

この期間の労資関係は、1911年の労働運動の沈滞期から、1912年にはじまる労働運動の「新しい昂揚」、さらに1914年の世界大戦に至る労働運動側の波と、工場主側の経済的攻勢の激化、専制の危機の深まり、とで特徴づけられている。これらについて工場監督官たちの活動と、彼らによる調査結果は何を示しているだろうか。

まず、工場支配人の側からの陳情および請願であるが、その動向は第162表のとおりである。総数はある水準を維持しているのであるが、これに対する工場監督機関の態度はおどろくほどつめたい。原表は一応県別に集計してあるが、ただ件数の記載あるのみである。どの年度の『報告集成』も、刑法51⁴条が効力を廃しているのに、事由の中で多いのは作業からの期限前退去である、となかばこぼしている。1912年版および1913年版『報告集成』によると、それがとくにめだつのは煉瓦工場であって、それらの工場の労働者

第162表 工場支配人の陳情および請願

	1911	1912	1913	1914
総 数	765	666	923	-
(除ワルシャワ)	-	-	(831)	(735)
うちベテルブルグ	223	188	281	233
モ ス ク ワ	156	143	119	97
ワ ル シ ャ ワ	97	69	92	-
キ エ フ	100	82	104	114
ポ ボ ル ジ	33	41	55	47
ハ リ コ フ	156	143	272	246

第33表、第35表、第108表参照。

は通常冬に郷役場 волостное правление を介して契約を結び、かつ前借金をうけとるが、いざ工場に到着してみても、彼らは煉瓦の値からしてもっと多くの賃金をうけとりうることを知り、近隣の工場と賃金が平準化するまで、ときおりはストライキをかけて賃上げを要求したり、あるいは工場から工場へと移動したりするのである。その他には、1913年版『報告集成』が、社会保険に関する新法律を労働者に説明してやってくれたのみこんできた工場支配人もいたことを記録している。工場支配人の側からする陳情、請願に工場監督官が冷いのは、すでに生産力の主力を担う有力大工場が、こうした制度の利用を求めなくなっていることを示しているのであろう。

次に労働者側からの陳情・請願について分析しよう。第163表で件数と関係労働者数の動向をみる。1911年以降、この両指標がともに上昇していることがわかる。1911年版以降の『報告集成』は、1905年版と同じく、陳情

第163表 労働者の陳情および請願 I

	個人的 訴え	集団的訴え		合計		1件当り 人数
		件数	人数	件数	人数	
1901	-	-	-	18,069	70,562	3.9
1902	-	-	-	19,860	82,195	4.1
1903	-	-	-	18,253	71,598	3.9
1904	-	-	-	19,547	62,921	3.2
1905	-	-	-	22,723	190,125	8.4
1906	-	-	-	19,704	191,587	9.7
1907	-	-	-	25,324	180,845	7.2
1908	-	-	-	25,195	128,651	5.1
1909	-	-	-	24,098	91,299	3.8
1910	-	-	-	25,109	88,523	3.5
1911	23,405	2,586	84,643	25,991	108,048	4.2
1912	25,665	2,820	128,364	28,485	154,029	5.4
1913	23,809	3,458	121,809	27,267	145,618	5.8
ワルシャワ管区を のぞく						
1913	18,970	3,024	115,831	21,994	134,801	6.1
1914	18,302	2,120	97,390	20,422	115,692	5.7

第109表参照。

と請願との区別をしていない。関係法規に規定がないと突っぱねるだけでは、労働者を満足させえない時代に決定的に入りこんでいること、経済的利害をめぐって何らか具体的な調整が必要である時代に入りこんでいることが自覚されているからであろう。そして、さらに、1911年版以降は、陳情・請願をこみにしたうえで、それらを個人的訴えを集团的訴えとに仕わけしているのである。労働者の陳情・請願行動と労働者のストライキ活動との内面的連関が自覚されているのでであろう。1911年以降、個人的訴えの件数は横ばいであるにかかわらず、集团的訴えの件数は増大してゆき、結果として、労働者のこうした行動の規模が、1件当り人数にみられるように、次第に、大きくなっているのである。試みに今回、この1件当り人数を1901年以降すべて算出してみたところ、一般的な労働運動の波と考えられているものに完全に照応していることがわかった。

1910年までについてみると、労働者の陳情・請願が最大の高まりに達したのは、件数でみて1907年、関係労働者数でみて1906年である。1911年以降のうごきをこれと比較してみると、その後にも関係労働者数の点で最高水

第164表 労働者の陳情および請願 II

	1910	1911	1912	1913	1914
総 件 数	25,109	25,991	28,485	27,267	(20,422)
(管区別)ベテルブルグ	5,441	5,216	6,808	7,408	5,889
モ ス ク ワ	5,614	6,229	6,014	5,126	4,908
ワ ル シ ャ ワ	5,049	5,622	5,685	5,273	-
キ エ フ	2,502	2,772	3,203	3,057	3,116
ポ ボ ル ジ	2,913	2,514	2,850	2,146	2,048
ハ リ コ フ	3,590	3,638	3,925	4,257	4,461
関 係 労 働 者 数	88,523	108,048	154,029	145,618	(115,692)
(管区別)ベテルブルグ	15,279	25,945	51,641	57,090	43,113
モ ス ク ワ	36,643	41,786	57,738	32,834	37,698
ワ ル シ ャ ワ	8,810	15,468	15,791	10,817	-
キ エ フ	9,126	8,142	10,159	9,922	8,925
ポ ボ ル ジ	9,262	6,576	6,606	6,381	5,478
ハ リ コ フ	9,403	10,131	12,094	28,574	20,478

第110表参照。

準を抜くことはなかったが、件数についてみると1911年にはやくも1907年の水準を越えているのである。これは、専制の機構によって屈折されながらも、やはり1905年革命を経たロシアの労働者階級の深部における変化とみてよいであろう。とはいえ、第164表によって工場管区別に仕別けしてみると、状態は区々である。モスクワ管区やキエフ管区では1911年、1912年に1907年の水準を抜いているが、ペテルブルグ管区では1913年にいたるも1907年の水準に及ばない。一方、ワルシャワ管区では1906年以降、件数において一方的に上昇している。それぞれの地域における陳情・請願の社会的性格のちがいも考えられなくてはならない。

それを考えるために、第165表と第166表を作成して、九大工業県についてのみ県別分析を試みる。第165表にみるように、件数および関係労働者数いずれについてみても、県ごとの差は大きい。時系列的にみても、細かくわ

第165表 九大工業県の労働者の陳情および請願 I

九大工業県	1910	1911	1912	1913	1914
(件数)					
ペテルブルグ	2,437	2,267	3,527	4,117	2,624
モスクワ	2,640	2,832	3,065	2,629	2,748
ウラジミル	1,587	2,232	1,886	1,618	1,431
ベトロコフスカヤ	2,911	3,420	3,444	3,136	-
コストロマ	533	483	407	314	273
ワルシャワ	1,158	1,224	1,177	1,085	-
リフリヤンド	1,686	1,594	1,495	1,558	1,463
キエフ	774	765	786	929	827
バク	1,341	1,139	1,180	1,392	1,400
(関係労働者数)					
ペテルブルグ	6,207	12,828	31,841	25,831	20,526
モスクワ	11,457	14,718	26,214	14,691	15,846
ウラジミル	16,101	12,421	19,274	11,681	13,658
ベトロコフスカヤ	4,414	10,633	9,658	6,801	-
コストロマ	7,458	3,260	7,425	4,603	4,847
ワルシャワ	1,975	2,391	3,724	2,089	-
リフリヤンド	2,528	3,928	4,407	9,177	4,164
キエフ	2,207	1,811	2,053	1,403	1,650
バク	3,714	3,339	2,892	12,811	6,873

第166表 九大工業県の労働者の陳情と請願 II

九大工業県	1912			1913		
	労働者 100人当り件数	労働者 100人当り関係労働者数	1件当り関係労働者数	労働者 100人当り件数	労働者 100人当り関係労働者数	1件当り関係労働者数
ペテルブルグ	1.9	16.8	9.0	1.9	11.8	6.3
モスクワ	0.9	7.3	8.6	0.7	3.8	5.6
ウラジミル	0.9	9.4	10.2	0.8	5.6	7.2
ペトロコフスカヤ	2.1	5.8	2.8	1.2	3.9	2.2
コストロマ	0.4	8.1	18.2	0.3	4.9	14.7
ワルシャワ	1.4	4.6	3.2	1.3	2.5	1.9
リフリヤンド	1.9	5.5	2.9	1.8	10.4	5.9
キエフ	1.1	2.7	2.6	1.2	1.8	1.4
バク	2.8	6.8	2.5	2.7	25.1	9.1

けたのだから当然のことであるが、動揺が大きい。その中には、1913年のリフリヤンドとバクールの数字のように、労働運動と結びつくであろう個別の変動も含まれてくる。それゆえに、さらに加工した第166表にうつろう。ここには、ある質的分析を許すような像があらわれてくる。九大工業県のひとつとはいっても、キエフ県は、1件当り労働者数も、労働者100人当り事件数も、同じく関係労働者数も小さい。つまり、ごくわずかな割合しか占めぬ少数の労働者たちが、個人的にかあるいはごく小さな集団でもってひそやかに工場監督官のもとを訪ずれている。これに対してウラジミル県やコストロマ県では、労働者中の5%とか10%とかの割合をしめるものたちが、平均的に10人とか20人とかの規模をもつ集団となって工場監督官の助力を求めている。自力で労働組合的行動をする力はないが、はげましあって行動しているとみられる。さらにペテルブルグ県をみると、労働者の中の10~20%のものが自分たちに与えられた社会的行動の余地を活用しようとしている。彼らは、ウラジミル県やコストロマ県のものたちよりも少数の規模で堂々と行動している。おそらく、さらに進んだ層は、工場監督官にたよることなく、自力で労働運動を展開するといえようか。最後に、ワルシャワ県やペトロコフスカヤ県では、3~5%くらいの割合の労働者が、しごく小規模に行動している。とはいえ、これは決してキエフ県でのごとくにはなく、より近代的な

第167表 個人的訴えと集团的訴え

	個人的訴え			集团的訴え		
	1911	1912	1913	1911	1912	1913
関係労働者合計	23,405	25,665	23,809	84,643	128,364	121,809
(管区別)ベテルブルグ	4,865	6,425	5,847	21,080	45,216	51,243
モスクワ	5,520	5,287	4,727	36,266	52,451	28,107
ワルシャワ	5,104	5,113	4,839	10,364	10,678	5,978
キエフ	2,450	2,782	2,703	5,692	7,377	7,219
ポボルジ	2,206	2,545	1,917	4,370	4,061	4,464
ハリコフ	3,260	3,513	3,776	6,871	8,581	24,798
(9大工業県)						
ベテルブルグ	2,133	3,398	2,832	10,695	28,443	22,999
モスクワ	2,326	2,561	2,384	12,392	23,653	12,307
ウラジミル	2,123	1,758	1,532	10,298	17,516	10,149
ペトロコ フスカヤ	3,132	3,125	2,915	7,501	6,528	3,886
コストロマ	457	375	288	2,803	7,050	4,315
ワルシャワ	1,117	1,064	1,006	1,274	2,660	1,083
リフリヤンド	1,516	1,414	1,464	2,412	2,993	7,713
キエフ	693	686	828	1,118	1,367	575
バク	1,025	1,087	1,258	2,314	1,805	11,553

権利意識をもつ個々人として行動しているのであろう。

第167表に、労働者の陳情・請願を個人的なものゝ集团的なものゝに仕別けしてみた。工場管区別にいえば、ベテルブルグおよびモスクワにおいて、九大工業県についていえばベテルブルグ、モスクワ、およびウラジミルにおいて、集团的訴えに参加する労働者がとりわけ大量にあらわれている。これは、工場労働者が大企業に集中している度合いと照応している。

次に労働者の陳情・請願の事由別分析にうつらう。1910年以前についてみたのと同じように(第5報)、賃金遅欠配であるとか、賃金算定の不正、不適な賃率による低賃金など、賃金関係のものゝ占めるウエイトの高いことが第168表からよみとれる。1911年版『報告集成』は、賃金の遅配は、多くは小工場で労働者の足止めのために策されたものであったこと、およびノヴコロド県で工場が一時閉鎖され、賃金が1.5~2カ月分遅配されたことにか

第168表 労働者の陳情・請願事由別構成 I

	1911	1912		1913	1914
			比率		
総数	152,313	252,273	100	250,734	150,877
1. 期限前解雇	10,368	20,415	8.1	15,697	13,317
2. 災害疾病後の解雇他 ¹⁾	1,789	2,323	0.9	1,406	2,871
3. 労働時間短縮	3,932	4,537	1.8	2,024	1,547
4. 時間外労働強制	2,901	11,387	4.5	9,829	3,474
5. その他労働時間に関するもの	11,576	28,604	11.3	13,379	15,652
6. 契約にない仕事の強制	936	2,963	1.2	2,034	2,568
7. 住居で賄への不満	2,758	2,107	0.8	4,880	1,269
8. 医療扶助の欠如又は不足 ²⁾	3,727	8,696	3.4	7,443	3,060
9. 売店への不満	7,815	4,180	1.7	8,720	739
10. 賃金支払手帳不支給	1,777	2,350	0.9	2,993	2,465
11. 賃金支払手帳への不正確な記入	1,948	3,012	1.2	6,069	1,298
12. 賃金遅欠配	13,917	22,481	8.9	19,800	12,220
13. 賃金算定の不正と賃金減額	14,423	26,708	10.6	16,337	12,317
14. 物品での支払	2,719	462	0.2	816	199
15. 控除及び罰金への不満	7,637	18,552	7.4	11,947	5,616
16. 悪い原料不適な賃率による低賃金	19,331	31,212	12.4	46,580	24,151
17. 旅券引渡遅延	1,031	1,234	0.5	1,327	1,501
18. 粗暴な態度	8,564	12,595	5.0	20,873	10,000
19. 1903年法	9,305	9,389	3.7	14,875	5,790
a) 医療	624	559	0.2	778	482
b) 賃金補償	1,646	1,457	0.6	7,365	897
c) 永久労働力喪失への補償の量	5,273	5,646	2.2	4,945	3,135
d) 補償の形態	680	638	0.3	718	480
e) その他	1,082	1,089	0.4	1,069	796
20. 災害以外による労働力喪失への補償	5,002	4,152	1.7	2,874	2,264
21. その他	20,856	34,914	13.8	40,828	28,559

1905—1910の事由番号とちがっている。1)には長期雇用者の解雇を含む。2)は1903年後適用以外のもの。第111表参照。

らむ集団陳情が4件あったこと、ウラジミル県で賃下げと不正確な計算ゆえに労働者2,600人を擁する織物工場の責任者が刑法1359条にもとづき送検されたこと、を特記している²⁾。1912年版『報告集成』は、1911年に比して事由数が急増し、その中で賃金関係が目立っているが、足どめのため支払い

を遅らせているもの多いと指摘し、さらにドン軍管区のある大きな農業機械工場の例だとして、賃金の完全清算をしないままに、工場監督官の承諾もなしに賃金支払規則を変更し、賃金を一定期間支払い留保し、その期間が過ぎるまでは労働者は支払いを要求できないとする特別義務をとりきめたところ、労働者が 300pyб. の完全清算を求めて集団的陳情をなした、と特記している。³⁾ 期限前退去の刑事責任を追及できなくなった雇主たちが、賃金支払いを遅らせることで労働者たちを縛ろうとこそくに対応し、労働者たちの反撃をうけているものとみられる。

次いで目につく事由としての期限前解雇についていえば、1907年版以降の『報告集成』がくりかえし指摘してきているように、雇主たちの解雇の自由をめざす行動がここに反映している。1911年版『報告集成』も、エカテリノスラヴ県主任工場監督官の証言として、工場支配人たちはあらゆる場合における即刻契約破棄の権利を欲し、解雇2週間前予告の法規定を厄介視していること、彼らがその考え方に立って短期間雇用を推進し、製粉所や製材所では仕事の少ない折には3日間づつ労働者を雇用し、大工場でさえ2週間づつ⁴⁾の雇用をおこなっている、と記している。

労働者の陳情・請願を取扱いながら、工場監督官たちはこの期にとりわけ労働者の疾病や災害に心を動かされているようにみえる。

1911年版『報告集成』は、ウラジミル、モスクワ、エカテリノスラヴ、ワルシャワ、グロドノ、カリシその他諸県で、しばしば、災害以外での疾病時への手当支払い、永年勤務者への年金、老齢労働者の継続雇用などを求める訴えがあつたが、それらはとくに法に基礎をもたなかつたので満足させられなかつたこと、また、モスクワ県主任工場監督官のかたるところによれば、労災で不具になり、補償をうけたのち解雇されることへの不満訴えが多いこと、を記している。とくに後者については、事件と関連して調査したところ、若干の工場では、ある基準以上、通常は労働力永久喪失10%以上の補償を支払った場合には即座に解雇するとの規則がつくられており、それは、被災労働者は以前のようには稼げないばかりか、再度にわたって災害がくりか

えされるとまるまる全額の補償を出さなければならなくなるからとの理由で保険会社が要求したものである場合もあった、と記している⁶⁾。1914年版『報告集成』では、保険会社の支払う補償金や疾病基金から出される扶助金についての不満訴えもあるが、そのさいの工場監督官の任務は労働者の法律上の権利を説明することのみであって、被災者と保険会社との間に立って仲介する任務は監督官に委任されていないこと、かつて疾病保険の加入者であったものが治療終了以前に解雇されたときは、規則によって給付が継続するとはいえ、その家族の方については標準規約によっても打切られること、が問題視⁶⁾されている。

第169表は労働者の陳情・請願の事由数を個人的訴えと集団的訴えに仕別けたものである。はなはだ興味深い数値があらわれている。期限前解雇（事由番号1）についての不満訴えは個人的性格のつよいものであることがわかる。災害疾病その他ののちの解雇（事由番号2）事件も同じである。そうした事件の中にも社会的性格をよみとって労働組合のごとき団体が行動するような発達段階には、ロシアの労働者階級は到達していない。賃金遅欠配（事由番号12）に関しても労働者たちは比較的に単独で行動している。あまり高くない権利意識にとっても、これははなはだ不当と感じられたのであろう。さらに、個人的性格のつよいものとしてとりわけ目につくのは、1903年労働災害補償法に関連するもの（事由番号19）である。この法制は、その実施のためにどの程度のコストを専制政府に要せしめたかの問題点を別にすれば、労資紛争の火種を見事に個人の分子的行動に散らしているといえよう。1913年について若干異質のうごきがあるのは、この年バクーで事由総数54,341（事由4, 5, 7, 8, 15, 16, 18, 19b, 21）におよぶ集団的訴えがあり、その中で5,964をこの事由が占めたことによっている。

これに対して、時間外労働強制への不満（事由番号4）であるとか、労働時間に関するその他の不満（事由番号5）、また住居や賄への不満（事由番号7）、医療扶助への不満（事由番号8）、売店への不満（事由番号9）など見事に集団的性格を示している。これは、画一的な勤務体制の問題であ

第169表 労働者の陳情・請願事由別構成 II

事由 番号	個人的訴え			集团的訴え		
	1911	1912	1913	1911	1912	1913
1	6,026	6,280	6,182	4,342	14,135	9,515
2	1,415	1,053	1,018	374	1,270	388
3	117	115	53	3,815	4,422	1,971
4	359	285	311	2,542	11,102	9,518
5	130	175	171	11,446	28,429	13,208
6	463	443	468	473	2,520	1,566
7	81	73	45	2,678	2,034	4,835
8	355	433	342	3,392	8,263	7,101
9	7	16	11	7,808	4,164	8,709
10	585	790	846	1,192	1,560	2,147
11	434	495	520	1,514	2,517	5,549
12	2,233	2,586	2,784	11,684	19,895	17,016
13	1,389	1,307	1,358	13,034	25,401	14,979
14	30	24	32	2,689	438	785
15	817	699	738	6,820	17,853	11,209
16	336	394	403	18,995	30,818	46,177
17	568	536	557	465	698	770
18	629	635	625	7,935	11,960	20,248
19	8,924	9,255	8,571	381	134	6,307
(19 a)	579	546	526	45	13	252
(19 b)	1,617	1,439	1,392	29	18	5,973
(19 c)	5,206	5,577	4,885	67	69	63
(19 d)	678	628	718	2	10	-
(19 e)	844	1,065	1,050	238	24	19
20	2,312	3,194	2,296	2,690	958	578*
21	1,792	1,964	1,797	19,064	32,950	39,031
計	28,982	30,752	29,128	123,331	221,521	221,606

* 翌1914年は119。

り、共通の福利厚生の問題であるのだから当然である。賃金関係の不満（事由番号12, 13, 16）なども、それについて集团的性格を強く示しているし、罰金その他の控除への不満（事由番号15）や雇主たちの粗暴な態度への不満（事由番号18）など、労働管理の古い体質にからむものも、つよく集团的性格を示している。ところで、1903年法適用以外の労働力喪失への補償要求（事

第170表 集团的訴え事由別管区別構成（1912）

事由 番号	ペテルブルグ	モスクワ	ワルシャワ	キエフ	ポボルジ	ハリコフ
1	8,644	1,192	2,018	786	793	702
2	21	715	99	45	6	384
3	672	3,244	236	90	167	13
4	5,254	5,186	154	182	144	182
5	21,003	5,057	133	741	822	673
6	29	2,162	77	86	58	108
7	105	1,132	-	188	11	598
8	5,293	2,492	82	18	-	378
9	24	3,874	-	12	176	78
10	603	302	231	141	46	237
11	1,317	370	37	49	601	143
12	9,650	3,573	731	2,700	1,097	2,144
13	14,977	5,349	1,944	458	1,088	1,585
14	-	219	-	133	54	32
15	12,901	2,836	399	22	1,025	670
16	10,367	13,678	2,888	846	980	2,059
17	45	248	71	60	42	232
18	2,321	7,318	607	606	699	409
19	6	16	27	11	20	54
(19 a)	-	3	2	3	-	5
(19 b)	-	7	-	-	4	7
(19 c)	6	4	11	8	16	24
(19 d)	-	-	5	-	-	5
(19 e)	-	2	9	-	-	13
20	700	18	65	6	9	160
21	9,410	17,064	3,014	1,304	590	1,568
計	103,342	76,045	12,813	8,484	8,428	12,409

第112表参照。ただし事由番号に変更あり。また、本表は集团的訴えのみ。

由番号20)について注目すべき傾向がみてとれるように思われる。個人的訴えではある水準を維持しながらも、集团的訴えの事由としては、1911年の2,690から1912年の958へ、さらに1913年の578へと傾向的に減少している。ちなみに、この表にはないが、1914年の数値をみると119である。1912年法の実施にともなう変化とみてよいであろう。

第170表は集团的訴えの事由数についてのみ工場管区別に構成してみたも

のである。総数について、ペテルブルグ、モスクワ、ワルシャワ、ハリコフ、キエフ、ポボルジの順にならんでいる。これを第167表の1912年における集団的訴え関係労働者数と比較してみる。そこでの人数は、モスクワ、ペテルブルグ、ワルシャワ、ハリコフ、キエフ、ポボルジの順にならんでいる。両者の順序は多少ずれている。それは、関係労働者1人が申立てる事由の平均数にちがいがあからである。ペテルブルグでは1人当たり2.28件、ポボルジでは2.08件、モスクワおよびハリコフで1.45件、ワルシャワで1.20件、キエフで1.15件となっている。キエフではわずかの要求をおずおずと申立て、ハリコフ、モスクワ、さらにポボルジ、ペテルブルグとすすむと、労働者たちが集団となるにつれて、うっ積していた不満が次々にふき出して事由数が多くなる。ところがワルシャワまでくると、煮つまった少数の要求をクールに主張する、といった像がうかび上がる。

そうした姿は、事由番号ごとに細かな吟味を加えるとさらに明瞭となる。キエフ管区では、事由総数のうちの30%以上を賃金遅欠配への不満が占めている。これに対してワルシャワ管区では、賃金算定の不正や悪い原料・不適當な賃率への不満や、期限前解雇への不満が、53%を占めている。ペテルブルグ管区はとみると、ワルシャワ管区にめだつた事由に加えて、労働時間についての不満が顕著である。資本の集積度の影響とみてよいであろう。さらにモスクワ管区に目を移すと、ワルシャワ、ペテルブルグにめだつた事由に加えて、雇主らの粗暴な態度への不満なども多く、総体としていわばまんべなく多彩であり、ロシア的資本蓄積の矛盾の巢窟といった感がある。ハリコフ管区については、この1912年については、バクーの石油業主が家族も労働者をも給与宿舎 казармы に移住させ、もって住宅手当 квартирное довольствие⁷⁾への支出を削減したため、大きな陳情がおこった、との指摘があるので、事由構成は平均的なものからずれているとみた方がよいかも知れない。いま一つ注目すべきは、期限前解雇が集団的訴えの事由となるのがペテルブルグ管区とワルシャワ管区において著しい点である。総括的にはこの事由は個人的性格がつよかったのだが、一部には、労働運動への反撃として

第171表 労働者の訴え処理結果動向 I

	個人的訴え			集団的訴え		
	訴えた人 数	うち部分的 全部的に満 足したもの	%	訴えた人 数	うち部分的 全部的に満 足したもの	%
1911	23,405	12,991	58.0	84,643	54,543	64.4
1912	25,665	14,652	57.1	128,364	77,919	60.7
1913	23,809	13,306	55.9	121,809	73,614	60.4
1914	18,302	10,501	57.3	97,390	60,514	62.1
(1912)						
ベテルブルグ	6,425	3,812	59.3	45,216	16,843	37.3
モスクワ	5,287	2,617	49.5	52,451	36,898	70.3
ワルシャワ	5,113	3,108	60.8	10,678	9,032	84.6
キエフ	2,782	1,654	59.5	7,377	6,601	89.5
ポボルジ	2,545	1,481	58.2	4,061	2,462	60.6
ハリコフ	3,513	1,980	56.4	8,581	6,083	70.9
(1912, 9大県)						
ベテルブルグ	3,398	2,277	67.0	28,443	13,716	48.2
モスクワ	2,561	1,128	44.0	23,653	19,808	83.7
ウラジミル	1,758	961	54.7	17,516	12,168	69.5
ベトロコフスカヤ	3,125	1,942	62.1	6,528	5,818	89.1
コストロマ	375	155	41.3	7,050	1,171	16.6
ワルシャワ	1,064	577	54.2	2,660	2,249	84.5
リフリヤンド	1,414	604	42.7	2,993	1,069	35.7
キエフ	686	422	61.5	1,367	1,234	90.3
バク	1,087	524	48.2	1,805	1,296	71.3

1914年はワルシャワ管区を含まず。

の解雇、これへの労働者側からの集団的不満訴え、といった性格をまじえていたようである。

第171表と第172表は労働者側からの陳情・請願の処理結果に関連する統計である。くりかえしになるが、1900年代初頭には陳情 жалоба と請願 просьба は厳密に範疇的に区別されていた。前者は現行法規についての違反に関する訴えであり、その訴えが真実に法規に根拠をもつか否かが審査された。後者は、それとはことなつて、現行法規に白か黒かの明示的根拠をもつものではないが、工場支配人と労働者との間のゆきちがひ、誤解、をとくこ

第172表 労働者の訴え処理結果動向 II

訴えが部分的に 全面的に満足さ れた比率	個人的訴え			集团的訴え		
	1911	1912	1913	1911	1912	1913
(管 区 別)						
ベテルブルグ	53.0	59.3	52.8	50.2	37.3	42.0
モスクワ	54.2	49.5	53.7	62.1	70.3	60.1
ワルシャワ	58.6	60.8	58.9	79.6	84.6	79.6
キエフ	62.8	59.5	63.6	84.1	89.5	73.6
ポボルジ	50.8	58.2	53.1	66.6	60.6	72.0
ハリコフ	57.0	56.4	55.4	77.3	70.9	88.3
(9大工業県)						
ベテルブルグ	60.6	67.0	52.7	65.8	48.2	44.3
モスクワ	48.3	44.0	45.1	52.3	83.7	38.3
ウラジミル	56.9	54.7	64.9	51.5	69.5	76.4
ペトロコフスカヤ	61.8	62.1	59.0	81.2	89.1	85.1
コストロマ	46.0	41.3	46.9	30.0	16.6	75.7
ワルシャワ	47.3	54.2	54.6	65.7	84.5	55.9
リフリヤンド	39.6	42.7	42.4	40.0	35.7	38.8
キエフ	57.9	61.5	57.7	89.2	90.3	79.1
バク	57.1	48.2	52.9	69.1	71.3	84.2

とによって労資関係を調整すべく、工場監督官に介入を依頼するものである。ところが、その両者を現実に区別しつづけることはむづかしい。1905年版『報告集成』以降、両者は一括して集計されることになった。とはいえ、申立てられた事由に根拠あったかなかったか、という審査結果は重視され、この数値は1910年版まで記載されつづける。ところで、1911年版『報告集成』以降はといえば、その数値の記載は途絶える。直接に現行法規の規定にのっとってであるか、工場監督官の裁量の幅の中での介入によってであるか、その区別なしに、労働者の不満がどの程度解消したかに注意がむけられている。陳情と請願の区別は最終的に捨てられた。

労働者の不満が部分的にあるいは全面的に解消するにいたったものの割合を関係労働者数についてみると、1911年から1914年まであまり大きな変化はなく、個人的訴えの場合よりも集团的訴えの場合の方がやや有利に、しか

も大差はなく、推移している。これを工場管区ごとに仕分けし、さらに九大工業県については抽出してみると、当然のことであるが偏差があらわれる。個人的訴えの結果についても、41%~67%とひらいているが、集団的訴えの結果については、差はそれどころではない。工場管区別にみても37.3%~89.5%であり、抽出した九大工業県だけの内でも16.6%~90.3%という具合である。第171表のこの数値は1912年についてだけとり出したものなので、第172表にこの割合の推移を1911年から1913年までの三年間について整理してみた。すると、これまた当然のことであるが、個人的訴えの結果について同一管区または同一県でみても、年度ごとの動揺があらわれてくる。しかし、そう大きいものではない。一方、集団的訴えの方は、同一県で大きな年度ごとの差があらわれてくる。コストロマ県では1912年に16.6%であったのが翌1913年には75.7%である。モスクワ県では1912年に83.7%であったのに1913年には38.3%にさがっている。とはいえ、また、キエフ県、およびペトロコフスカヤ県におけるように高い水準で反対にリフリヤンド県におけるように低い水準で安定を保っているところもある。

労資関係への介入活動についての工場監督官自身の評価も様々である。1911年版『報告集成』には次のようにある。工場監督官たちは法にしたがって労資双方から申立てのあったとき仲介したばかりでなく、一方(通常労働者)の側のみからの申立てのときにも仲介した。しかし工場主たちは決してその介入を好みはせず、ために合意が成立しないときにきは双方に義務的な決定を出すことができず、あとは法廷にゆだねるのみなのだが、労働者たちは工場監督官のこうした役割をよく知らないことが多いので、仲介に失敗すると、彼らは、工場監督官が工場主にひいきすると非難しがちであった。ハリコフ管区工場監督官のいうところによると、仲介活動への評価は監督官によりいろいろであり、労働者のために大いに良いし、ぜひ必要だという人から、反対に、全く無益だという人までいる。ヘルソン県主任工場監督官曰く。「監督官の仲介、調停活動は、わが国の労働者のために不可欠であり、産業活動の平和的傾向を助長するために多くをなしうる。」労働者たちは、工場

監督官にたよって事件がすみやかに正確に解決されるようにと協力し、監督官に信用を置いているし、支配人たちは、裁判にもちこまないでくれ、といて監督官の指示や要求を実行している、と。ポルタワ県主任工場監督官も、労資調整室あるいは産業裁判所のようなものが存在せず、また労働者が集団的に利益を主張できないでいるので、工場監督官の仲介活動の意義は減じていない、と指摘している。コストロマ県主任工場監督官はかば、工場主が事件の裁判所行きをのぞまなかったので、1903年労災補償法に関する仲介は成功した、とのべ、モスクワ県主任工場監督官は、従前からその意見なのだが、工場監督官の仲介活動が労働者のためになるのは、事由が工場支配人による法違反のときだけである、とのべた。⁸⁾

1912年版『報告集成』には次のようにある。エストリヤンド県主任工場監督官の報告によれば、監督機関メンバーの仲介活動は成功している。それは、個人的および集団的申立て *обращение* の年々の増大によって、ストライキの予防および若干のストライキの中止によって、さらに小さな工業事業所も工場監督下においてほしいとの労働者側からの請願の熱心さによって、確証されている、と。サラトフ県主任工場監督官の報告によると、仲介活動の利益を見積ることはむづかしいが、しかし利益がないとみることには根拠がない。確信もって次のことがいえる。もし労働者の申立てをとりあげなければ、それはとくに小企業での雇主側の専横の強化になる。労働者は時間と費用の点からめったに裁判所にはゆかない。工場監督機関のように工場生活の近くにあるものはほかにないので、これの活動は積極的の意味をもつ、と。⁹⁾

1913年版『報告集成』には次のようにある。工場監督官の労資関係への介入活動への評価は区々である。主な意義は陳情を審理するさいの迅速さであり、成功は主として監督機関メンバーの個人的権威に依存している。クルリヤント県主任工場監督官曰く、監督官の仲介・調停活動は、労資関係を平和で健全なものにする、と。ヘルソン県主任工場監督官曰く。監督官のそうした活動はわが国の労働者にとって不可欠である。労働者たちは非公式だがすばやい監督官たちの決定をみて、監督官に信頼をよせるようになってい

る、と。ニジェゴロド県主任工場監督官曰く。この活動は監督官の手に権力がないのであいまいのままである。ノヴゴロド県主任工場監督官曰く、これは監督官の工業家に対する道徳的働きかけにすぎないので、深刻な労資紛争のときにはめったに積極的効果がなく、ストライキになると労働者は監督官のところへ来ない。カリシ県の工場監督官たちによると、仲介が役に立つのは、その申立て事由が懲罰的手段の採用を可能にしている場合だけである。¹⁰⁾

おそらく各県主任工場監督官にあてたアンケートによる『報告集成』の記述は、あまり強力な判断を示してはいないし、さらには地帯ごとの分析など試みている気配もない。しかし、1905年の革命の余いんがのこっていたときに悲観的だった評価が、1910年ころにはやや自信にあふれたものに変り（第5報参照）、その評価が1912年までは維持されているが、1913年にはまた自信のない評価にかわっているのが認められるであろう。帝政ロシア工場監督官の仲介活動は、戦後日本の労働委員会の公益委員によるあつ旋活動を想いおこさせるものもあるが、しかし前者は労働組合の自主性を前提とする後者とはちがうし、また現に、慈恵的に行動しつつ、労働者の労働組合活動や、なかんずくストライキ活動を防止するか、あるいは西ヨーロッパ的な労資双方からの代表により構成される調整機関を展望するか、という二つの選択肢以外の構想があったようにはみえない。

次いでストライキ統計の吟味にうつろう。第173表はストライキ件数と参加者数の年次別動向を示している。第119表と接続してみると、1911年までは総件数、参加労働者総数があまり大きくないなかで、件数ではワルンヤワ管区が、参加者数ではモスクワ管区が全体をリードしている。全体的な停滞期のなかで、労働者の集積・集中の著じるしいモスクワ管区と、近代的権利意識の強いワルンヤワ管区とが、それぞれの特徴をもって全体をリードしていたといつてよかろう。ところが、1912年以降全体的ストライキ運動の昂揚期に入って様相がかわってきている。件数においても参加労働者数についても、ペテルブルグ管区が圧倒的な位置を占めて全体を牽引している。

そうした動きは、とりわけ政治ストライキの動向に強くあらわれている。

第173表 ストライキ工場管区別構成

	ベテル ブルグ	モスクワ	ワルシ ャワ	キエフ	ポボルジ	ハリコフ	合 計
(件 数)							
1911	72	96	208	48	22	21	466
1912	994	355	391	119	68	105	2,032
1913	1,089	322	561	68	56	308	2,404
1914	2,242	513	-	106	100	573	(3,534)
(参加者数)							
1911	23,226	48,433	22,952	5,502	2,646	2,401	105,110
1912	393,907	172,037	62,306	43,014	18,793	35,434	725,491
1913	530,088	116,877	111,883	36,776	9,660	81,812	887,096
1914	962,359	227,945	-	27,297	18,824	101,033	(1,337,458)

第119表参照。

第174表 政治ストライキ動向

月別	ストライキ数				スト参加者数			
	1911	1912	1913	1914	1911	1912	1913	1914
1	-	1	100	312	-	1,622	57,641	153,920
2	-	-	-	26	-	-	-	20,785
3	-	-	3	349	-	-	6,141	173,587
4	22	591	176	300	7,001	231,369	79,917	101,657
5	-	492	280	672	-	170,897	115,931	248,265
6	-	-	61	130	-	-	50,080	43,772
7	-	2	40	605	-	859	18,665	240,869
8	-	-	-	2	-	-	-	1,950
9	-	30	175	-	-	8,734	60,730	-
10	-	72	32	-	-	36,725	14,320	-
11	1	99	154	5	1,281	67,063	89,893	895
12	-	13	4	-	-	17,919	3,453	-
計	23	1,300	1,025	2,401	8,282	535,188	496,771	985,700

政治ストの件数および参加者数の年次別月別動向を第174表にみると、1912年のレナ事件、セヴァストーポリ水夫への判決、国会選挙、社会保険法のそれぞれに関連するストライキ、および血の日曜日記念ストライキとメーデーストライキ、1913年の血の日曜日記念、レナ事件記念、バルチック艦隊水兵の裁判事件、ストライキ責任を問われたオプホフ工場労働者裁判事件、等々

と、尻上がりのうねりになって1914年における世界大戦への参加時点までつづいていることがわかる。ただし、各年度の『報告集成』は注意深く、総論の部でそのような歴史的展開の図をかかげることを避けている。政治ストライキは短時間のものが多いとはいっても、のちに触れるように、政治ストライキによる労働日損失も無視すべからざるものになるのであり、専制の部局としての工場監督機関はかつてのように自らをなぐさめることはできない（第5報）。それで、1912年版『報告集成』は、政治ストライキに参加したものはほとんどペテルブルグに限られ、若干はモスクワ、その他はごくわずかである、¹¹⁾ 1913年版『報告集成』も、政治ストライキに参加したのはペテルブルグ、モスクワ、リガくらいである、¹²⁾ として、事態の衝撃的な印象をよわめようとしている。もし工場監督官たちがブルジョアジーの側に立つなら、すみやかに政治ストライキの原因をとりぞぎ、資本蓄積を安寧ならしめるようにと、提案しなければならないところである。

政治ストライキと呼応しながら、経済ストライキも増大して行っている。第175表に年次別月別に示された数値にそれをみてとることができる。第

第175表 経済ストライキ動向

月別	スト 件 数				スト参加者数			
	1911	1912	1913	1914	1911	1912	1913	1914
1	24	20	44	60	5,373	3,932	15,520	20,345
2	14	21	24	64	1,855	9,383	2,436	15,898
3	16	28	32	152	4,671	4,852	25,417	49,831
4	32	68	73	94	5,182	15,003	38,452	30,461
5	57	132	147	344	12,495	4,6089	53,882	72,942
6	61	109	231	190	16,886	30,801	68,764	104,546
7	43	76	373	190	13,867	19,880	77,491	51,019
8	61	115	98	7	13,068	10,501	15,987	1,897
9	21	26	61	6	8,298	10,784	17,432	999
10	33	70	75	9	4,589	22,074	22,491	1,153
11	54	46	169	8	6,843	8,586	40,187	1,484
12	27	21	52	4	3,701	8,418	12,266	1,183
計	443	732	1,379	1,138	96,828	190,303	390,325	351,758

第176表 継続日数別ストライキ件数分布

	1911	1912	1913	1914
～半日	33	203	115	283
半日～2日	167	1,260	1,352	2,158
2日～3日	37	127	166	207
3日～5日	61	101	216	238
5日～10日	63	107	252	353
10日～15日	34	71	126	87
15日～20日	12	86	47	40
20日～30日	20	34	62	41
30日～	39	43	68	127
計	466	2,032	2,404	3,534

1914年はワルシャワ管区を含まず。第121表参照。

176表にみられるように継続日数別にみたストライキの分布は、政治ストライキの比重の大きいことも合せて、半日～2日というクラスでひとときわ大きいピークを形づくっているところは変化がない。というよりも、1909年（第121表）の数値などとくらべると、その点ではむしろ短期のストライキにより集中しているといつてよい。とはいいいながら、件数と参加人数の急速な増大は、1905年の革命の再現を予想させるものであり、これの解決について方策のたたないままに大戦に参加し、一時ストライキ運動の停滞がみられたとしても、また1917年に火の手があがるのは予想できないことではなかったろう。しかし『報告集成』は、すでに1913年に入って資料をとりまとめたはずの1912年版においてなお、経済ストライキが5月～8月の夏に多いという傾向はかわらない、などというごく抽象的な労働市場分析にとどまっている。

さて、ストライキの産業部門別分布をみると、〔木綿工業とⅧ金属工業とがやはり大きな位置を占めていることがわかる（第177表）。1909年以降1911年までは、ストライキ参加者数についてみれば木綿工業の方が多かったのだけれども、1912年以降は金属工業が大きくリードしている。第178表によって月別に仕別けてみても、一・二の月を除いてすべて金属工業のストライキ参加者数の方が木綿工業をおいぬいている。こうした統計は、通常

第177表 産業部門別ストライキ分布

産業部門	スト 件 数				スト参加者数			
	1911	1912	1913	1914	1911	1912	1913	1914
I	71	155	244	208	46,495	134,979	180,550	223,392
II	48	160	266	20	2,724	13,907	35,905	6,286
III	2	13	16	6	480	5,260	1,797	981
IV	16	28	20	39	9,190	30,151	11,651	24,907
V	26	66	84	56	4,018	17,407	18,349	20,302
VI	48	360	226	649	2,420	41,773	31,254	77,147
VII	44	174	166	270	3,868	23,141	21,050	41,365
VIII	99	785	954	1,582	24,191	370,671	465,645	749,209
IX	55	91	60	94	5,665	14,953	10,591	17,422
X	31	66	83	118	2,053	21,230	15,023	26,867
XI	15	79	81	149	2,187	21,921	28,244	51,058
XII	7	52	62	92	1,597	29,697	44,974	61,713
XIII	4	3	132	236	222	401	20,807	34,967
XIV	-	-	10	15	-	-	1,256	1,842
計	466	2,032	2,402	3,534	105,110	725,491	887,096	1,337,458

第130表参照。

第178表 発生月別ストライキ参加者数

月別	第 I 部 門		第 VIII 部 門		総 数	
	1912	1913	1912	1913	1912	1913
1	1,178	9,193	3,455	53,389	5,554	73,161
2	1,376	544	6,412	1,193	9,383	2,436
3	817	1,090	2,046	29,451	4,852	31,558
4	45,144	33,002	134,399	58,513	246,372	118,369
5	36,494	52,849	99,429	81,854	216,986	169,813
6	9,926	36,576	13,238	47,931	30,801	118,844
7	2,246	16,183	3,172	35,305	20,739	96,156
8	1,840	3,479	781	4,638	10,501	15,987
9	8,305	5,604	5,034	49,050	19,518	78,162
10	16,935	6,294	35,323	18,496	58,799	36,811
11	7,936	14,226	51,364	75,718	75,649	130,080
12	2,781	1,510	16,018	10,107	26,337	15,719
計	134,979	180,550	370,671	465,645	725,491	887,096

第122表参照。

第179表 発生月別経済ストライキ参加者数

月別	第 I 部門		第 VIII 部門		第 XI 部門	
	1912	1913	1912	1913	1912	1913
1	1,178	3,612	1,833	7,158	350	3,119
2	1,376	544	6,412	1,193	-	358
3	817	1,090	2,046	23,310	-	154
4	7,278	12,703	2,341	17,646	1,185	341
5	6,632	34,088	21,892	7,144	2,171	-
6	9,926	32,008	13,238	14,227	453	539
7	2,246	15,483	2,313	19,907	1,395	4,341
8	1,840	3,479	781	4,638	172	247
9	7,605	4,242	86	4,730	1,750	367
10	2,400	3,724	1,790	8,289	1,037	6,469
11	70	5,260	6,431	13,569	162	3,344
12	340	1,510	921	6,654	-	79
計	41,709	117,743	60,084	128,465	8,513	19,258

認められているロシア革命の社会的特性を確認している。経済ストライキだけをとりて第179表にみれば、その印象は若干和らげられる。木綿工業部門のストライキ発生状況は、夏の季節にある程度集中しているといつてよからうし、その時期には金属工業部門に追いつき、追いこしている。そうした傾向をより一層つよく示すであろうと予想されるXI食品工業部門もここに加えてみた。1912年についてはストライキの夏への集中は明らかにみとめられたとしても、ここでは事例の量がたりなくて、いささか大量観察をなすには難のあることがわかった。さらにこの部門の1913年の状態は、なにがしかあたらしい動揺のはじまりを示しており、1月には賃上げ要求ストライキの大きなものが、11月には疾病基金導入にからむストライキが3件(3,050人)おこっていた。とくに後者についてみると、そのうちの1件2,232人参加のストライキは、雇主からの譲歩をかちとった珍しい例である。

原因別のストライキ分析に移ろう。第180表と第181表とからはじめる。すでにみてきたように、この期間のストライキの特徴は、まず第一にその政治的性格である。ストライキ原因126が主要要求を政治的目標においたも

第180表 原因別ストライキ状況 I

スト原因	スト件数				スト参加者数			
	1911	1912	1913	1914	1911	1912	1913	1914
A	336	592	1,020	474	67,164	117,984	262,467	150,581
1	252	517	938	403	49,457	101,353	243,435	136,635
2	29	39	31	16	5,883	9,186	5,578	2,863
3	53	36	51	55	11,824	7,445	13,454	11,083
B	37	35	55	349	10,134	9,189	14,310	71,554
4	15	16	33	327	1,430	3,880	8,927	60,744
5	3	6	8	6	627	1,119	988	1,477
6	10	13	14	16	8,077	4,190	4,395	9,333
B	69	105	160	146	19,432	48,505	46,947	56,212
7	8	16	26	22	2,691	11,493	9,191	5,727
8	53	82	119	103	16,041	30,926	31,482	34,668
9	5	3	2	3	491	4,186	3,038	10,834
10	3	4	13	18	209	1,900	3,236	4,983
Γ	24	1,300	1,169	2,565	8,380	549,813	563,372	1,059,111
11	-	-	4	1	-	-	2,415	84
12	1	-	9	142	98	-	5,985	48,489
126	23	1,300	1,025	2,401	8,282	549,813	496,457	985,665
13	-	-	131	21	-	-	58,515	24,883
合計	466	2,032	2,404	3,534	105,110	725,491	887,096	1,337,458

第126表参照。

のである。原因126によるストライキは、件数の点でも参加者数の点でも次第にウェイトを高め、ついに1914年には損失労働日についてさえ全体の29.2%を占めるに至っている。

経済的要求についてみると、賃金関係(A)については、原因2賃下げ反対にくらべて原因1賃上げ要求が、労働時間関係(B)では原因5雇主側からの変更への不満にくらべて原因4労働者側からの労働時間短縮要求が、いずれも圧倒的に大きな数値をみせている。ロシアの産業が部分的な不況をなお含みながらも、大戦へむけての戦争準備の活況に入るにつれて、生計費の上昇

第181表 原因別ストライキ状況 II

スト原因	損失労働日数			
	1911	1912	1913	1914
A	629,506	1,481,565	2,425,512	2,234,573
1	529,164	1,351,710	2,338,004	2,184,213
2	70,048	84,378	23,000	5,530
3	30,294	45,477	64,508	44,830
B	52,198	70,606	239,821	1,391,306
4	17,760	47,651	225,890	1,373,339
5	12,379	1,728	3,218	3,427
6	22,059	21,227	10,713	14,540
B	101,078	310,942	485,682	358,136
7	5,633	159,363	60,870	23,715
8	94,292	143,848	380,253	193,970
9	935	3,114	19,263	124,812
10	218	4,617	25,296	15,639
Γ	8,280	512,493	551,212	1,771,057
11	-	-	7,319	260
12	48	-	9,832	62,203
126	8,232	512,493	516,769	1,677,740
13	-	-	17,292	30,854
合計	791,062	2,375,606	3,702,227	5,755,072

第126表参照。

傾向や、労働強化の傾向をもたらし、政治的にも勇気づいたロシア労働者の不満表出にいたらしめているものであろう。そうしたなかでも、この期においてもなお、原因8 管理部メンバーの粗暴な態度をふくめての職場秩序への不満が、ストライキの主要原因として大きな位置を占めつづけているのは注目すべきであろう。ロシアの労働者たちの要求が、民主主義革命と結びついていることを端的に示しているものだからである。

第180・181表では原因10の中にも含まれているが、原因106の問題がある。これは、労働者の採用、解雇、格付などへの労働者代表の介入要求、

労働者総代の選出要求など、労働組合の承認要求であるか、そうでなくともそれに近接した要求である。労働者がストライキにおいて掲げた要求の中に原因106が含まれていたものをすべて拾い上げると、1911年に52件、1912年に9件、1913年に145件、1914年に300件となる。ただし、1914年についてさらに立ち入ってみると、うち217件は5月であり、しかも、原因4, 6, 5, 1, 3, 10, 9, 13, 106, 36の順で総合されていたのである。これは要求を総合的に列挙したメーデー・ストライキであるとみる外ない。原因106を主要要求とするストライキはというと少ない。1911年に3件、参加者数209人、損失労働日218日、1912年にはなし、1913年は1件、90人、1,485日、1914年は2件、380人、3,670日である。どの産業部門でこれが発生していたかを追求したところ、1911年については原表から抽出できず、1913年と1914年の計3件はいずれもⅥ部門であった。この部門は印刷業を含んでいる。むべなるかなである。

第182表 原因別月別ストライキ構成

月 スト 原因	1912・1913												計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
1	18	21	28	91	207	291	418	177	42	92	48	21	1,555
2	10	2	3	9	6	7	-	-	3	7	18	5	70
3	5	5	10	7	10	9	5	4	7	15	6	4	87
4	2	2	1	5	9	7	2	7	7	3	2	2	49
5	1	1	-	1	1	1	-	-	-	2	3	4	14
6	3	1	1	4	5	1	2	2	2	2	3	1	27
7	13	-	1	2	11	1	1	1	1	2	8	1	42
8	10	11	13	21	21	18	12	16	15	16	25	24	202
9	1	1	1	-	-	-	1	-	-	-	1	-	5
10	1	-	2	-	3	2	3	2	1	-	3	-	17
11	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	1	1	4
12	-	-	-	-	1	-	3	2	1	1	-	1	9
126	101	-	3	767	872	61	42	-	205	112	253	17	2,325
13	-	-	-	1	5	2	2	2	8	4	98	9	131
計	165	45	63	908	1,051	401	491	213	292	249	468	90	4,436

第127表参照。

第183表 結果別ストライキ状況

	ストライキ件数				参加者数				1件当り参加者数			
	1911	1912	1913	1914	1911	1912	1913	1914	1911	1912	1913	1914
労働者に有利	122	100	114	89	16,517	15,779	28,952	16,393	135.4	157.8	254.0	184.2
相互に譲歩	136	281	639	206	32,844	57,136	116,781	69,786	241.5	203.3	182.8	338.8
雇主に有利	184	351	617	674	47,369	102,763	238,921	192,168	257.4	292.8	387.2	285.1
中立	24	1,300	1,034	2,565	8,380	549,813	502,442	1,059,111	349.2	422.9	485.8	412.9
計	466	2,032	2,404	3,534	105,110	725,491	887,096	1,337,458	225.6	357.0	369.0	378.5

第128表参照。

第184表 原因別結果別ストライキ構成（1912・1913、スト参加者数）

原因	結果	木綿工業			金属工業		
		労働者に有利	相互譲歩	雇主に有利	労働者に有利	相互譲歩	雇主に有利
A	1	7,199	19,202	61,555	4,574	43,723	58,278
	2	70	558	1,834	613	423	1,277
	3	2,733	532	5,724	346	955	1,350
B	4	-	370	106	4,073	1,604	5,212
	5	329	-	596	-	560	-
	6	-	1,807	3,471	352	1,305	390
B	7	-	800	483	-	722	11,642
	8	3,295	7,965	14,754	2,717	6,539	15,530
	9	170	-	-	-	3,485	619
	10	-	1,750	1,835	-	32	183

場131表参照。

いま一つ特記すべきは、原因13によるストライキである。これは疾病基金の導入にからむもので、1913年から別だてとなった。Ⅷ金属工業で1913年に60件（18,248人）、1914年に11件（12,678人）というのが一番多い。全体でみると、1913年に131件（58,515人）、1914年に21件（24,883人）となっている。

第182表にストライキの原因別月別構成をみると、1912・1913年度についての分布は第127表にみた1909・1910年度のそれと同質であることがわかる。原因1と原因4とは、ともに労働者側からの攻撃の性格がつよいが、これは夏にウエイトが大きくなっており、原因2と原因5は反対に雇主側からの攻撃の性格がつよく、そして冬にウエイトがかかっている。もっともはっきりと傾向性のあらわれているのは原因1である。労働者は労働市場の条件を活用して闘争している。それに対して、原因8は季節にあまり影響されずに年度をとおして恒常的にある数人のストライキの引き金となっていることがわかる。

ストライキの結果はどうであったか。第183表と第184表にそれをみよ

う。まず第183表についてであるが、結果が直接的な労資にとって中立的なもの（主として政治ストライキ）をのぞくと、件数について、労働者に有利におわったものが1911年以降漸減し、雇主に有利におわったものが激増している。参加労働者数でも、前者は停滞し、後者は増大している。一件当りの参加者数についてみると、それぞれに増大傾向をみせながらも、前者にくらべて後者の方がいつも規模が大きい。これらの指標からうかがい上がってくる労資関係の姿はといえば、政治ストライキを含むストライキ運動の昂揚のなかで、資本家階級はとりわけ大企業の経営陣を中心に高姿勢でこれと対決し、大むね資本家的に切りぬけている、ということであろう。政治ストライキの原因が解消されて行けば、そのあとからは、生産におけるブルジョアジーの確固たる支配があらわれてくる、という動きも、ありうべきものと予想されるであろう。

もちろん、全体的昂揚が個々のストライキの結果に影響を与えぬはずはない。第184表はⅠ木綿工業とⅧ金属工業とのみを抽出して、1912・1913年のストライキの原因別結果別構成を参加労働者数で示したものである。これを1909・1910年についての同じ表（第131表）と比較してみる。すると、賃上げを要求するストライキが労働者に有利におわったのは、雇主に有利におわったのを100とすると1909・1910年の木綿工業で3、金属工業で6の割合であったのに、1912・1913年にはそれぞれ12と9に増している。賃金制度に関する原因3についてみると、8および68が48および27とかわっているし、労働時間短縮要求のストライキについては、0および0が0および78へと急増しているのである。労働運動の側にも発展の足がかりがつくられつつあったとみてよいであろう。

なお、ストライキ原因13の疾病基金関係について特記しておこう。この原因によるストライキの結果は、1913年については、労働者の要求が部分的に達成されたとするⅨ部門の1件（406人）およびⅩ部門の1件（2,232人）の他は、すべて労働者の要求がみたされぬままに終わったことになっている。そして、1914年については、『報告集成』はこれをすべて経済的結果を

示さないものとして集計しているのである。この評価と取扱いをみると、いわゆる「保険カンパニア」とは、実際の運動としては、専制政府の示した制度的な枠をゆるがしたり、その枠の中での労働者にとってのより一層の利益を追求したりという水準に到達したものではなく、労働者大衆の権利意識を刺激し、かつあたらしい制度の中に自覚的労働者の活動の余地を求めるといふ、かなり政治的意味のつよいものであったのではあるまいか、との想いが強くなるのである。

〈注〉

- 1) 1912年版 Свод, LIX-LX 頁。1913年版 Свод, LVIII 頁。
- 2) 1911年版 Свод, LXIII-LXIV 頁。
- 3) 1912年版 Свод, LVII 頁, LIX 頁。
- 4) 1911年版 Свод, LXIV-LXV 頁。
- 5) 同前, LXIV 頁。
- 6) 1914年版 Свод, XLIX 頁。
- 7) 1912年版 Свод, LIX 頁。
- 8) 1911年版 Свод, LXV-LXVI 頁。
- 9) 1912年版 Свод, LX 頁。
- 10) 1913年版 Свод, LVIII-LIX 頁。
- 11) 1912年版 Свод, LXXVIII 頁。
- 12) 1913年版 Свод, LXXIII 頁。
- 13) 1912年版 Свод, LXXVIII 頁。

Ⅷ お わ り に

以上で、帝政ロシア『工場監督官報告集成』に関する初歩的分析を一まず終えることにする。専制の官僚である工場監督官の行政報告書である、というこの文献の性質にあくまで即しながらの考察であったが、それでもなお、彼らの目を通して、当時のロシアの労働者状態や労資関係がかいまみえたり、また、現実の労資関係の変化に即応しながらの工場監督官たちの行動およびその変化も興味深くみてとれたのである。『報告集成』が大変貴重な情報を秘めたものであることは明らかである。

しかし、この資料の語ることを聴きとり尽すことは私一個にできることで

はない。端的に言って、『報告集成』は統計を原則として県別に集計している。1910年版以降は産業部門別にも集計を開始している。この双方をクロスできる分野では、かなり細かな事象が明るみに出てくる。大量観察の資料としてばかりでなく、特定の県の特定の産業部門の動向に関する情報を抽出することも全く不可能はでない。しかも、そこまで分割したとき、事業所の数が小さくなり、場合によっては特定の工場の姿をも読みとることができるであろう。しかし、そうした研究のためには、統計加工のために大きな労力が要求されるし、周辺の他の情報とのつき合せについて大きな量のロシア史に関する知識が必要となるのである。

筆者もなお研究をつづける予定ではあるが、この研究の第1報以降のテンポからみて学界の関心に即応しうる自信は全くない。後続研究者の進出を期待する所以である。